

市
民

後

見

人

始めませんか？

笠岡市第8期

里庄町第7期

養成課程
受講説明会

認知症や障がいなどの理由によって理解したり判断する力が低下された方の様々な権利を護るために、地域で暮らす同じ住民目線で生活のお手伝いをする「市民後見人」を養成します。

日時

令和6年 8月9日 金
14:00～15:00

会場

サンライフ笠岡 第1講習室
(笠岡市十一番町16-2)

対象者

笠岡市または里庄町に在住もしくは在勤で
30歳以上70歳未満の方

申込み

詳細は裏面をご覧ください
申込締切 令和6年8月7日まで

養成課程の受講は、この受講説明会への参加が必須となります

笠岡市・里庄町成年後見センター

(成年後見センターは笠岡市及び里庄町が共同で設置した成年後見制度利用促進基本計画に基づく公的機関です)

市民後見人養成課程受講者募集要項

養成課程の受講は、表面記載の受講説明会への参加が必須となります

1 受講資格

下記の要件をすべて満たす方が受講できます。

- (1) 笠岡市または里庄町に在住または在勤の者
- (2) 昭和30年～平成6年の間に生まれた者
- (3) 表面記載の受講説明会に参加し、成年後見制度及び市民後見人の趣旨を理解した者
- (4) 岡山県が開催する養成研修（全7回）及び当センターが開催する研修に原則すべて参加できる者

2 募集定員

笠岡市、里庄町ともに若干名

※書類審査、面接を実施して受講申込者の中から選考します。

3 受講料

700円（養成期間中の傷害保険料として）

4 養成課程の概要

成年後見制度の理解、市民後見人として活動するために必要な視点や対象者の理解、関連法制度の知識の習得。

- (1) 基礎課程（令和6年9月～令和7年3月）
 - ・セットアップ研修会（当センター開催）
令和6年9月27日（金）14:00～15:30
 - ・市民後見人養成講座（岡山県開催）
令和6年10月～12月 全7回（予定）
 - ・福祉研修会（当センター開催）
第1回 令和7年1月24日（金）午後～
第2回 令和7年2月21日（金）午後～
- (2) 応用課程（令和7年4月～令和8年3月）
 - ・応用研修会（当センター開催）
5～6回程度開催予定
 - ・福祉施設等実践研修
施設等にて半日程度実習（3か所）

受講説明会 参加申込書

8月7日（水）までに、電話、FAX、メールにてお申込みください。なお、この申込書を当センターへ直接お持ちいただいても申し込みをお受けいたします。

申込先：笠岡市・里庄町成年後見センター（笠岡市十一番町15番地）

電話：0865-62-5590 / FAX：0865-62-3590 / メール：kenri45c@mx1.kcv.ne.jp

※電話または当センターへ直接申込みに来られる場合は平日9:00～17:00が受付時間となります。



メール申込用
QRコード

FAX用申込書（当センターへ直接申込みに来られる場合も以下に必要事項をご記入の上お持ちください）

ふりがな 名前		生年月日	昭和 平成 年 月 日 （ 歳）
住所	〒		
電話番号		職業	

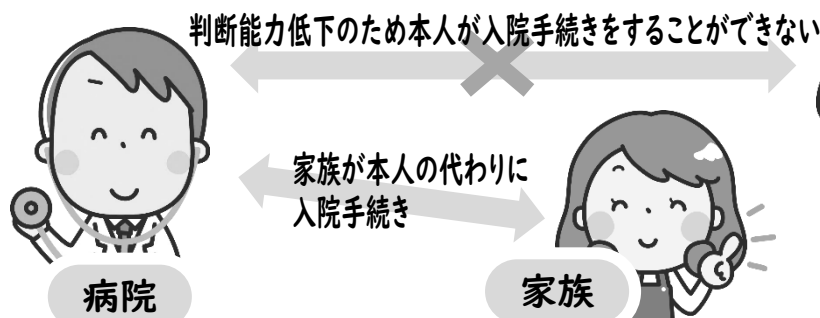


市民後見人とは？

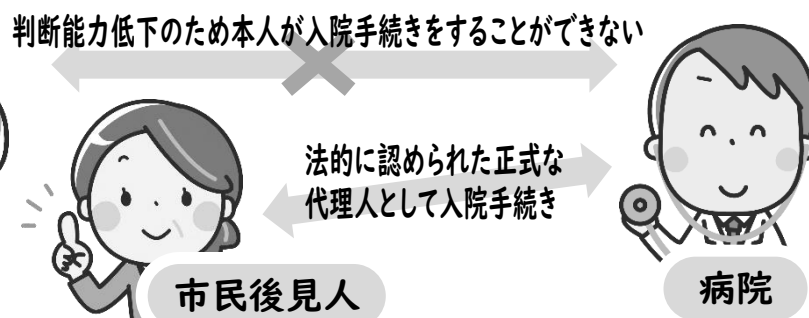
成年後見制度について知識を習得した一般の住民が、認知症や障がいなどの理由によって判断能力が低下した人（本人）の正式な代理人（成年後見人）として家庭裁判所から任命されて、本人に代わって契約行為などを行うことで本人が安心して生活できるようにお手伝いをする人のことを「市民後見人」と言います。

例えば… 入院するとき

頼れる家族がいるとき



頼れる家族がないとき



市民後見人は契約などの法律行為を行うことで本人の生活を支えていくことが役割です。（家事や介護などの直接的な支援は役割ではありません）